

平成29年度 事業計画書

社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会

平成29年度 事業計画書

基本方針

今日、社会的孤立や貧困、格差の問題が顕在化しており、個人や家族の福祉ニーズが多様化・複雑化・深刻化している状況の中で、新しい支援のあり方が求められています。

国レベルでは、一億総活躍プランで示された「地域共生社会」の実現のため、制度の横断的・包括的な相談支援体制の構築や住民相互で支え合う地域づくりに向けた検討が進められています。地域の持つ力と公的な支援体制の協働がますます求められることになり、今後の社協のあり方を左右するものになると言えます。

広島市においては、平成28年2月に出された「広島型・福祉ビジョン」に基づく具体的な施策の推進がなされる中、今年度は介護保険をはじめとする高齢者の福祉に関する施策を推進する「広島市高齢者施策推進プラン」策定作業の一年となります。あわせて障害者の地域生活支援、子ども・子育ての包括支援等地域福祉をめぐるさまざまな施策も具体化してきます。

平成25年度から「みんなでつくる ささえあいのまち」をスローガンに「地域福祉活動第6次5か年計画」に基づき、住民一人ひとりが主役となったささえあいのまちづくりをすすめてきましたが、今年度は最終年度にあたり、計画の到達点と課題を分析しながら、次期計画（地域福祉活動第7次3か年計画）の策定に取り組むこととします。

広島市の「介護予防・日常生活支援総合事業」の本格実施により、住民主体による支援に大きな期待がかかっており、区社協としても「生活支援コーディネーター」を核に住み慣れた地域で自分らしく暮らすためのしくみ（地域包括ケアシステムの構築）に向けた取り組みを推進していくため、継続して地域の支援を行います。

市社協が受託している生活困窮者自立相談支援事業「広島市くらしサポートセンター」は、平成28年12月から本会内に中部サブセンターを設置しており、サブセンターとの密接な連携を取りながら、社協が持つ総合相談機能の充実を図り、地域のネットワークを基盤とした総合相談・生活支援体制のさらなる強化を図っていくこととします。

財政面においては、引き続き賛助会員の募集や共同募金運動の推進により、自主財源の確保に取り組むとともに、新たな財源確保に向けた取り組みを継続して検討していきます。

重点事業

1. たすけあいのまちをつくります

(1) 小地域福祉活動の推進

① 福祉のまちづくりの総合的な推進

地区社協が実施主体となる福祉のまちづくり事業の3事業（「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」）の推進に継続して取り組みます。

あわせて地区社協相互に情報交換を行い互いに学び合う機会を増やします。

見守り活動の推進については、近隣ミニネットワークづくりの活動を維持しつつ、「高齢者地域支え合い事業」や「避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度」と連動したネットワークづくりをすすめます。住民組織と専門機関が協力しながら、見守り活動をすすめていくことを推進します。

地域福祉活動の担い手の拡大を図るため、地域福祉推進委員、福祉委員等の役割を整理し、担い手として活動できるよう支援します。福祉委員等については、地域の実情に合わせた推進を支援します。

広島市の「介護予防・日常生活支援総合事業」の本格実施により、生活支援コーディネーターの配置とともに、事業の推進に参画することを通じて、区社協による地域支援を強化していきます。

② 施設や団体等との協働による福祉のまちづくりの推進

施設や団体等の専門性を活かしつつ、地区社協と協働した活動ができるよう情報提供を行うとともに、企業や個人商店等の社会貢献活動による地区社協活動の支援をすすめます。

(2) 福祉教育の推進

子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉への理解と関心を高めます。

福祉活動体験学習のプログラムを充実させ、幅広い年代や企業、団体等による取り組みをめざします。

(3) たすけあう活動の推進と発信

① ボランティアセンター機能の充実

多様な福祉ニーズに沿ったボランティアの育成をすすめるとともに、ボランティアがいきいきと活動できる場を広げます。定年退職者や学生、勤労者等若い世代に向けたボランティア講座の開催を通じて、幅広い区民にボランティア活動の楽しさ

や福祉への理解を深める取り組みをすすめます。

また、ボランティア活動を通して、さまざまな生活課題を持つ人たちの居場所づくりやつながりづくりに取り組みます。

あわせて、企業の社会貢献活動について、広く広報し活動の波及を図ります。

② 災害ボランティアセンターの体制づくり

日頃からの地域のつながり、連携・協働体制づくりに関係機関・団体と共同で取り組み、いつ災害が発生しても迅速に対応できるよう、中区における災害ボランティア活動支援体制づくりに取り組みます。

③ 地域福祉活動や福祉情報の発信

さまざまな広報媒体の特性を活かしながら、必要な情報を、必要な人に届けることができるよう、住民に見える社協をめざして、積極的な広報活動に取り組みます。

④ 地域福祉センター（ボランティアセンター）の利活用の促進

区民が福祉活動やボランティア活動の拠点として気軽に利用できるような運営を行います。

2. 一人ひとりの暮らしをささえます

(1) 相談援助機能の強化

総合相談員を核として、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトリーチの相談に積極的に取り組み、課題解決に向けて個別に支援します。

様々な相談の積み上げから地域の課題を把握し、生活支援のための体制づくりに取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

判断能力の十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方々が、福祉サービス利用援助事業「かけはし」及び成年後見事業「こうけん」の利用を通じて、自己の尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して生活するための支援体制づくりをすすめます。

(3) 支え合いの輪づくりの支援

当事者や家族の活動や仲間づくりを側面的に支援し、主体的な活動への協力、支援を行うとともに、地域で安心して生活できるように、地域との関係づくりに努めます。

(4) 新たな地域の仕組みづくりの推進

経済的困窮やひきこもり、子育て不安、マンション等集合住宅における孤立死の問題など、都市部における多様な生活問題を把握し、具体的な事例の積み重ねを行い、次期計画に反映していきます。

3. 活動をすすめる体制を強化します

常にコストを意識し、経費削減や事業の見直しを行い、既存財源の有効活用に努めます。また、財源の使途や活動効果をより一層明確にし、区民の理解が得られやすい財源確保に努めます。

個別事業

I 社会福祉事業

1. 法人運営（事業）

(1) 法人運営会議の開催

- | | |
|---------------|-----|
| ① 正副会長会議 | 毎月 |
| ② 理事会 | 年4回 |
| ③ 評議員会 | 年3回 |
| ④ 監事会 | 年1回 |
| ⑤ 評議員選任・解任委員会 | 年2回 |

(2) 区社協の財源確立

- ① 会員会費
- ② 賛助会費
- ③ 今井 廣 福祉活動振興基金の有効活用
- ④ 寄付金

(3) 表彰関連事務の取扱

(4) 各種連絡調整会議等への参加

(5) 委員会活動

各委員会を開催し、中区社協の事業の方向づけや組織・財政の強化方法などについて

検討します。とりわけ、地域福祉活動第6次5か年計画（平成25年～29年）の最終年度にあたり5か年の総括とともに、次期計画である「地域福祉活動第7次3か年計画」の策定に取り組みます。

- ① 総務・企画委員会 年5回
（地域福祉活動第7次3か年計画策定委員会）
- ② ボランティアセンター運営委員会 年2回
- ③ 生活福祉資金貸付調査委員会 随時

（6）企画・広報事業

- ① 中区社協広報紙「まちづくり」の発行 年3回 （カラー印刷）
- ② 「中区地域福祉フォーラム」の開催 年1回

区民の福祉意識の高揚と、地域福祉活動への参加を促すことを目的として、社会福祉の動向や、今日的な福祉課題をテーマとした住民向けのフォーラムを開催します。

（7）広島市中区地域福祉センター指定管理事業

広島市から指定管理を受けた中区地域福祉センターの適正かつ効果的な管理運営に努めます。また、自主事業を開催し、利用促進を図ります。

指定管理期間：平成26年度～平成29年度（4年間）

2. 地区社協育成事業

（1）地区社協育成事業

- ① 地区社協の活動及び組織強化の支援
 - ア、地区社協会長・地域福祉推進委員・事務局等連絡会議の開催 年2回
 - イ、地区社協等巡回訪問（各種会議・事業への参加）の実施
 - ウ、地区社協助成金の交付
 - * 運営費助成／市補助金（1地区6万円）
 - * 事業費助成／共同募金（実績割）
 - * 福祉活動還元金／賛助会費実績額2分の1額を福祉活動費として助成
 - エ、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の継続支援
 - * 助成金の交付（1地区15万円助成）
 - ・ 近隣ミニネットワークづくり推進事業
 - ・ ふれあい・いきいきサロン設置推進事業
 - ・ 地区ボランティアバンク活動推進事業

* 地区社協活動拠点整備事業

* 地区社協活動拠点づくり応援助成事業 (新規)

新設拠点 100万円上限 既存拠点の整備 50万円上限

* 各事業の関係会議・研修会の開催

オ、地区社協強化プログラムの実施 (区社協財源助成)

* 広報プログラム助成事業

* 地区(学区)社協活動拠点整備支援事業

カ、地域福祉推進委員活動の強化

* 地域福祉推進委員連絡会議の開催 年4回

* 地域福祉推進委員等研修会の開催 年1回

(地域福祉推進現地セミナー)

* 地域福祉推進委員の複数配置の推進 申請により配置 (新規)

キ、施設・団体等との協働による福祉のまちづくりの推進

ク、ひろしまの地域福祉推進チャレンジ応援助成事業への協力 (新規)

市社協が創設する先駆的・開拓的活動に対する助成制度を支援

② 福祉のまちづくりプラン策定支援事業

第2次プランの策定に取り組む地区社協に対して支援を行います。

③ 社会福祉協議会便覧の発行

④ 広島市高齢者地域支え合い事業への支援

⑤ 市社協が受託する「介護予防・日常生活支援総合事業」における生活支援コーディネーターの区社協への配置 (新規)

・地域課題の把握、社会資源の創出等の支援

・総合事業における住民主体による訪問型生活支援サービス事業補助及び地域高齢者交流サロン補助の実施支援

⑥ 社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会との連携・協働

ア、社協・民児協懇談会の開催

(2) 研修事業

① 研修会の開催

ア、区社協役員・評議員研修会 年1回

イ、地区社協役員研修会 年1回

② 各種研修会への参加

ア、新任地区社協会長研修会 年1回

イ、地区社協役員等実践講座 年2回

ウ、広島市域地区社協会長・地域福祉推進委員合同研究協議会 年1回

エ、広島県社会福祉夏季大学

(3) 地域福祉推進のためのネットワークづくり

- ① 中区地域包括支援センター運営協議会への参加
- ② 地域ケア会議への参加による地域包括支援センターとの連携強化
- ③ 中区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会への参加
- ④ 中区はいかい高齢者SOSネットワーク連絡会議への参加
- ⑤ 広島市障害者自立支援協議会中区地域部会への参加
- ⑥ 中区コミュニティ交流協議会への参加

3. 福祉推進事業

(1) 高齢者福祉事業

- ① 緊急連絡カード並びに援助・見守り台帳の作成・配布
- ② 車いすの貸出並びに地区社協活動拠点への車いす配備の調整
- ③ 在宅介護者の組織化
 - ア、在宅介護者の集いの開催 年12回
 - イ、「なかく介護者情報」の発行 年2回
- ④ 認知症の人と家族の会活動への援助・協力

(2) 障がい児・者福祉事業

- ① 仲間づくり並びに社会参加の場づくり
 - ア、障がい児土曜教室の開催 年5回
 - 障がい児土曜教室関係者会議の開催
 - イ、在宅障がい青年のつどい（季節行事等）の開催 年2回
 - 在宅障がい青年のつどい関係者会議の開催
- ② 作業所の活動援助
 - ア、作業所連絡会の開催 年6回
 - イ、作業所交流会の開催 年2回
 - ウ、作業所運営に関する会議への参加

(3) ひとり親福祉事業

- ① ひとり親家庭ふれあい交流事業の開催 年3回
- ひとり親家庭ふれあい交流事業関係者会議の開催

4. ボランティアセンター活動（事業）

(1) ボランティアセンター活動事業

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催 年2回(再掲)
- ② ボランティアコーディネーターの設置(週5日30時間勤務)
 - ア、ボランティア活動の需給調整
 - イ、ボランティアコーディネーター連絡会議、各種研修会等への参加
- ③ 広報・啓発活動
 - ア、第21回なかくボランティアまつりの開催
実行委員会の開催
 - イ、ボランティアセンター通信の発行 年3回
 - ウ、中区ボランティアだよりの発行 年5回
 - エ、ホームページやさまざまな広報媒体を活用した福祉情報の発信、図書検索等
情報提供機能の強化
- ④ ボランティアの育成
 - ア、各種ボランティア講座の開催
 - イ、地区ボランティアバンクとのネットワークづくり
- ⑤ ボランティア活動への支援
 - ア、活動拠点・活動機材・福祉図書資料・DVD等の提供、貸出
 - イ、ボランティア活動保険、行事用保険等の取り扱い
- ⑥ 企業等の社会貢献活動への支援
 - ア、活動の調整
 - イ、企業向けボランティア関係情報の提供
 - ウ、企業向けボランティア活動紹介パンフレットの作成
- ⑦ 中区ボランティア連絡会への支援
 - ア、ボランティア連絡会役員会、代表者会議
 - イ、ボランティア研修会
 - ウ、ボランティア交流会

(2) 災害ボランティアセンターの活動体制づくり

- ① 災害ボランティア活動の環境整備における区役所との連携及び協議
- ② 災害時に連携が必要な関係機関、団体との連絡会議の開催
- ③ 区災害ボランティアセンターマニュアルの改訂作業
- ④ 区災害ボランティアセンター啓発用パネルの作成及び活用
- ⑤ 災害ボランティアセンター開設・運営シミュレーション等研修会の開催
- ⑥ 災害被災者援助事業の実施
- ⑦ 区防災訓練・防災フェア(生活避難場所運営マニュアル検証訓練)への参加

- ⑧ 災害ボランティアセンター運営者研修（全社協主催）への参加

(3) 福祉教育の推進

- ① 「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」の推進
（学校、地域、企業等への積極的なPR活動）
- ② ヤングボランティア育成講座（ボランティア広場）の開催
- ③ 学校や地域（地区ボランティアバンク）での福祉に関する学習会等の開催支援
- ④ 区内の福祉体験学習サポーター（講師・学習協力者）等実践研究会の開催

5. 権利擁護（相談援助事業）

(1) 自立支援総合相談援助事業の実施

- * 相談内容／心配ごとに関する相談、福祉サービス利用援助事業に関する相談など。
内容によっては訪問に応じるとともに、弁護士・司法書士等を派遣します。
- * 相談体制／総合相談員（週5日30時間勤務）を配置

(2) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の実施支援

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、本事業の利用を希望する区民の相談に応じるとともに、生活支援員の派遣、並びに利用者が安心して地域生活を送ることができるよう支援します。

- * 生活支援員中区連絡会議の開催 年2回

(3) 成年後見事業「こうけん」の実施支援

認知症の進行などで判断能力が著しく低下し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」では支援が難しくなった利用者への継続した支援を行い、相談援助機能の強化を図ります。また市社協が受託する「市民後見人育成事業（仮称）」へ協力します。

(4) 生活困窮者自立相談支援事業の実施支援

- ① 市社協受託の「広島市暮らしサポートセンター」（中部サブセンター）との連携並びに支援
（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業等）
- ② 緊急一時食品提供事業への協力
- ③ 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会への参加

6. 受託事業

「広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を引き続き受託し、

実施します。

視覚障がい者ガイドヘルパー

車いす等ガイドヘルパー

知的障がい者ガイドヘルパー

精神障がい者ガイドヘルパー

7. 貸付（事務）事業

（1）生活一時資金／ひとり親家庭等緊急援護資金の相談・貸付事務

（2）生活福祉資金

① 相談受付・貸付・償還事務

② 生活福祉資金貸付調査委員会の開催 随時（再掲）

③ 中区民児協生活福祉部会との連携

II その他の事業

1. 広島市共同募金会中区分会への協力

2. 各種財団助成事業の情報提供

3. 各種実習生等の受け入れ

4. その他